p1

　人権教育指導者向け学習資料　カラフル（KARA FULL）No.5　テーマ 労働と人権

　平成31年1月　福岡県教育委員会発行

　福岡県教育庁教育振興部人権・同和教育課

　福岡市博多区東公園7-7

　電話番号　092-643-3918　FAX番号　092-643-3919

［テキスト訳凡例

　大見出しには■、中見出しには●、小見出しには▼、小小見出しには◎をつけています。

　テキスト訳者による説明は［　］で囲んでいます。

　ルビは《　》で囲んでいます。

　イラストについては本文の内容上必要と思われるものについて説明を加えています。

　アルファベットや数字は半角文字を使っています。ただし、省略名称（ＡＮＡ、ＮＨＫなど）や記号の場合は全角文字を使っています。

　使用する文字コードは Unicode です。

　凡例終わり］

■目次

　「公正な採用選考」KARA　はじめに　部落地名総鑑事件　p2

　「公正な採用選考」KARA　公正な採用選考の確立に向けた取組の歴史　p3

「公正な採用選考」KARA　公正な採用選考の確立に向けた取組　p4

　「公正な採用選考」KARA　公正な入学選考に向けた取組　p6

「福岡県人権教育・啓発基本指針」KARA　基本指針策定の趣旨と基本指針の性格 p7

　「福岡県人権教育・啓発基本指針」KARA　基本指針の概要　p8

　「福岡県人権教育・啓発基本指針」KARA　第３章 人権教育・啓発の基本方針　p10

　『コーディネーター養成講座』KARA　人権教育コーディネーター養成講座において作成された学習プログラムの紹介 p11

　『あおぞら２』KARA　高等学校教材「いろいろな人が働く」の活用事例　p14

　「おすすめDVD」KARA　人権教育ＤＶＤの紹介と編集後記　p16

■表紙

　人権教育指導者向け学習資料　KARA FULL

　人権の色　いっぱい いま KARA ここ KARA　わたし KARA

※この冊子の音声コードは、全ページ上と下についています。

　スクリーンリーダーソフトでも読み上げ可能です。

　障害者 OKマークがついています。

　利用の際は必ず下記サイトを確認してください。

　www.bunka.go.jp/jiyuriyo

　［表紙は、柳川市商工会青年部が企画・運営するイルミネーション事業「ドリーム カム ツリー」で輝いているツリーの写真です。］

p2

■「公正な採用選考」 KARA

● はじめに

　「就職」は、一人の人間にとって、生活の安定や社会参加を通じての生きがい等、生きていく上で極めて重要な意義をもっているものであり、人生を左右しかねない重大な決定にかかわるものです。日本国憲法において「職業選択の自由」を基本的人権の一つとしてすべての国民にこれを保障しているのも、このような趣旨に基づくものです。

　職業選択の自由について世界人権宣言第23条では、「全て人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する」ことや、「いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し同等の報酬を受ける権利を有する」ことなどが謳われています。

　本号は「労働と人権」をテーマに、すべての人の働く権利が保障され、自分らしさを発揮して豊かな生活を送る社会を目指すという視点から人権について考えてみたいと思います。

●公正な採用選考の確立に向けた取組

　平成28年に福岡県教育委員会が実施した「教職員の人権意識、人権教育に関する調査」の結果、全国高等学校統一用紙について「人に説明できる」と回答した教職員は39.8％、「内容はおよそ知っている」が32.2％と、およそ４分の１の教職員はよくわかっていないという課題が明らかになりました。公正な採用選考の確立に向けて、この取組の重要性を理解することが大切です。

　今回は、公正な採用選考の確立に向けた取組を歴史から紹介します。

▼部落地名総鑑事件

1975（昭和50）年11月に発覚し、1985（昭和60）年までに８種類約220冊を超える差別図書が、「人事極秘」、「部落地名総鑑」等の書名で販売されました（法務省調べ）。

　差別図書の中には、同和地区の所在地、戸数、主な職業などが記載されていた。

　作成・販売者は調査業者であった。

　企業の購入動機は、採用に当たって同和地区出身者を排除するため、個人の購入動機は、結婚に当たって身元調査をするためであった。

　この事件発覚以後、同和問題を解決するための企業の社会的責任が強く叫ばれるようになり、1977(昭和52)年、労働省(当時)は、企業が自主的に公正な採用選考を実施し、就職の機会均等の確保に取り組むように行政指導を行いました。

　出典は「企業と人権 －公正な採用選考－」

p3

▼公正な採用選考の確立に向けた取組の歴史　～全国高等学校統一用紙の制定・改定～

　全国高等学校統一用紙は、1973（昭和48）年の制定後、当初は記入を求められていた、本籍欄、家族欄、保護者氏名欄の削除や押印の廃止、性別欄の記入式や志望の動機欄の拡大などの改定を通して、本人の適性・能力のみを基準とした内容に改善されてきました。

　地域改善対策及び公正な採用選考の確立に向けた取組の経緯の年表があります。

　西暦（年号）、国内の動きと県内の動きの２つの項目があります。

　1965（昭和40）年　同和対策審議会答申

　1966（昭和41）年 地域改善対策高校・大学等進学奨励費、解放奨学金制度確立

　1968（昭和43）年　壬申戸籍の閲覧禁止

　1969（昭和44）年　同和対策事業特別措置法制定

　1970（昭和45）年　福岡県就職問題連絡協議会開催 現、福岡県高等学校卒業者就職問題連絡協議会、以下、就連協

　1971（昭和46）年　近畿地方で統一用紙使用、就連協に福岡県経営者協会等も参加 12機関、団体で、社用紙は提出しないとする第１回目の申合せ

　1972（昭和47）年　福岡県で統一用紙使用

　1973（昭和48）年　労働省・文部省・全国高等学校長協会の協議により、全国高等学校統一用紙制定

　1975（昭和50）年　部落地名総鑑事件発覚

　1984（昭和59）年　全国高等学校統一用紙改定

　1985（昭和60）年　全国高等学校統一用紙改定、福岡県は独自に本籍欄を削除して使用

　1995（平成7）年　福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例制定

　1996（平成8）年　全国高等学校統一用紙改定

　1999（平成11）年　職業安定法の改正に基づく指針、平成11年労働省告示第141号を公表

　2000（平成12）年　人権教育及び人権啓発の推進に関する法律施行

　2002（平成14）年　福岡県高校就職問題検討会議設置

　2003（平成15）年　福岡県人権教育・啓発基本指針策定　第３学年生徒対象の応募前職場見学実施

　2004（平成16）年　一人２社までの応募・推薦 12月1日以降可能

　2005（平成17）年　全国高等学校統一用紙改定

　2009（平成21）年　一人２社までの応募・推薦 11月1日以降可能

　2016（平成28）年　部落差別の解消の推進に関する法律施行

　2018（平成30）年　福岡県人権教育・啓発基本指針改定

　1973（昭和48）年制定の全国高等学校統一用紙では、氏名、生年月日、男女、本籍、現住所、連絡先、学歴、職歴、保護者氏名、続柄、年齢、資格、特技、趣味、所属クラブ、志望の動機、家族、の記入

　1996、平成８年改定では、履歴書・身上書を履歴書に

　男・女を性別に

　履歴を、学歴・職歴に

　本籍、保護者の本人との続柄、年齢、家族、の削除

　2005、平成１７年の改定では、

　所属クラブ等を、校内外の諸活動に

　保護者氏名の削除

　押印の廃止

　志望動機の拡大

　1973（昭和48）年、「社用紙（企業が採用選考に際し、あらかじめ企業独自に作成し、記入提出させる書類）」等の就職差別につながる内容を多く含んだ応募用紙の使用をやめ、応募者の適性・能力のみを基準とした公正な採用選考を実現するため、新規高等学校卒業者については、労働省（現「厚生労働省」）、文部省（現「文部科学省」）、全国高等学校長協会の三者で協議して全国高等学校統一用紙を定め、全国的に使用しています。

　また、1999（平成11）年の労働大臣指針では、「応募書類の提出を求めるときは、職業安定局長の定める書類（全国高等学校統一用紙又は職業相談票により提出（乙））を求めること。」とされています。

p4

●どんなことが就職差別につながるのですか？

　適性・能力に関係のない事項をエントリーシート・応募用紙・面接・作文などによって把握することや身元調査・合理的必要性のない採用選考時の健康診断を実施することです。

▼就職差別につながるおそれがある14事項

◎本人に責任のない事項の把握

　①「本籍・出生地」②「家族」③「住宅状況」④「生活環境・家庭環境など」に関すること

◎本来自由であるべき事項(思想信条にかかわること)の把握

　⑤「宗教」⑥「支持政党」⑦「人生観・生活信条など」⑧「尊敬する人物」⑨「思想」⑩「労働組合・学生運動など社会運動」⑪「購読新聞・雑誌・愛読書など」に関すること

◎採用選考の方法

　⑫「身元調査など」の実施

　⑬「全国高等学校統一用紙・JIS規格の履歴書(様式例)に基づかない事項を含んだ応募書類(社用紙)」の使用

　⑭「合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断」の実施

　出典は「公正な採用選考をめざして」

　厚生労働省は、就職と教育の機会均等を完全に保障することが同和問題などの人権問題の中心的課題であるとの認識に立って、応募者の基本的人権を尊重した公正な採用選考が実施されるようにするために、雇用主が取組を行う際に活用できる資料として、「公正な採用選考をめざして」を作成しています。

[「公正な採用選考をめざして」の表紙の写真があります。]

●採用選考ではどんなことが大事ですか？

　採用選考は、「応募者の適性・能力が、求人職種の職務を遂行できるかどうか」だけを基準として行われるべきです。

▼採用選考の基本的な考え方

○「人を人として見る」人間尊重の精神、すなわち、応募者の基本的人権を尊重する。

○応募者の適性・能力のみを基準として採用選考を行う。

○募集に当たり広く応募者に門戸を開く。

　出典は「企業と人権 －公正な採用選考－」

　福岡県、厚生労働省福岡労働局、公共職業安定所は、事業主が同和問題をはじめとする人権問題について正しい理解と認識を持ち、応募者の立場に立った公正な採用選考を実現するため、企業に対する研修資料として「企業と人権－公正な採用選考－」を作成しています。

[「企業と人権－公正な採用選考－」の表紙の写真があります。]

「人権教育は今」vol.2 第27号(福岡県教育委員会のホームページに掲載)も御参考ください。

p5

●どんなことを聞いてほしいのか、高校生の声を聞いてください！

　厚生労働省福岡労働局と福岡県高等学校人権・同和教育研究協議会が連携して「申合せ事項違反」に対するリーフレットを作成しています。

　このリーフレットは、実際の事例や生徒、保護者の声をもとに作成されており、「保護者の思い」や県内各地の高校生からの声として、しっかりと自分自身の適性や能力を見てもらうために「こんなことを聞いて欲しいな！」が掲載されています。

　このリーフレットは、各求人企業にハローワークから配布される他、各高等学校にも配布されています。進路指導、授業等でも活用できる資料です。

[STOP!!違反質問 平成30年度版のリーフレットの写真があります。]

●事前に職場を見学できるのですか？

　事前に職業や職場への理解を深め、適切な職業選択と情報不足による就職後の早期離職の防止を目的として応募前職場見学等が行われています。

　事前に職業や職場への理解を深め、適切な職業選択と情報不足による就職後の早期離職の防止を目的として応募前職場見学等が行われています。

　なお、職場見学を受け入れる事業主側は、下記の点について留意することになっています。

▼応募前職場見学等の受入れにあたって

○応募書類をはじめとして、所定の様式（応募前職場見学等参加申込書・応募前職場見学等確認書・応募前職場見学等アンケート）以外の書類等の提出を求めないようにしてください。

　なお、旅費支給のための領収書など、真に必要な書類は除きます。

○採用選考につながる質問をしたり、内定と受け取られるような話をしないようにしてください。

○家族構成や住居、思想信条などについての質問はしないでください。

　出典は「平成30年度版　新規高等学校卒業者の就職問題に関する申合せについて」

p6

●就職だけでなく、進学でも公正な選考を

▼公正な採用選考に向けた取組KARA公正な入学選考に向けた取組へ　ストップ!不正質問

　「専修学校・各種学校の入学者選考時における不適正質問の防止等をはじめとした人権問題に係る連絡協議会」（平成20年発足）は、私立専修学校・各種学校において不適正質問が連続して発生している現状を深く受け止めて、特に面接における不適正質問の発生を防止するために、本資料を作成しました。

　2017（平成29）年8月に福岡県人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課より、県内の各専修学校、各種学校に通知を出し、周知を促しています。

　公正な採用選考が実施されるためには、応募者本人の有する適性・能力を引き出し、これを有効に発揮させるという観点に立つことが必要です。

　このため、国、県、学校、事業者団体等で連携して、公正な採用選考に当たっての「申合せ」の周知徹底に努めています。

「人権教育は今」vol.2 第27号(福岡県教育委員会のホームページに掲載)にも公正な採用選考に関する資料を掲載しています。

●公正な採用選考に関連した参考資料（ウェブサイト等）

○「公正な採用選考をめざして」

（厚生労働省　福岡労働局　公正採用選考関係に関する情報ページから）

・「公正な採用選考をめざして 平成30年度版」で検索　PDFファイルがダウンロードできます

○「平成30年度版新規高等学校卒業者の就職問題に関する申合せについて」

・「新規学校卒業者の募集 福岡労働局」で検索　PDFファイルがダウンロードできます

○「STOP‼ 違反質問」

・「STOP 違反質問」で検索　厚生労働省福岡労働局の公正採用選考関係のページからPDFファイルがダウンロードできます

●人権教育DVD

○『選考基準　公正な採用のために』

　貸出番号、Ｄ2868、時間は25分です。

※KARA FULL No.2(福岡県教育委員会のホームページに掲載)にやすし先生のおすすめ人権教育ＤＶＤを御参照ください。

○『どうしてそんなこと聞くの　公正な採用選考のために』

　貸出番号、Ｄ2329、時間は27分です。

　[二つのＤＶＤのパッケージの写真があります。]

p7

■「福岡県人権教育・啓発基本指針」KARA

●福岡県人権教育・啓発基本指針　人権が尊重される 心豊かな社会の実現に向けて

　2003（平成15）年に策定した「福岡県人権教育・啓発基本指針」を、2018（平成30）年３月に改定しました。本号では、この改定後の「基本指針」について紹介します。

　なお、「福岡県人権教育・啓発基本指針」KARAは、取り出してコピーすることができるように作成していますので、各職場等において御活用ください。

▼基本指針策定の趣旨

　本県では、2003（平成15）年以降、日本国憲法で保障されている基本的人権を尊重し、豊かな人権感覚を身に付けることを通して、人権文化の構築と共生社会の実現に向けた人権施策を総合的に推進してきました。

　しかしながら、策定以降、高齢化、国際化、情報化の進展などを背景に新たな人権問題が顕在化していることに加え、子ども・高齢者・障がいのある人に対する虐待の防止を目的とした法律や、障がいを理由とする差別の解消、ヘイトスピーチの解消、部落差別の解消を目的とした法律など、個別の人権問題の解決に向けた法整備も進んでいます。今回、これらの人権を取り巻く状況の大きな変化を踏まえ、必要な見直しを行っています。

▼基本指針の性格

　基本指針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第５条の規定に基づき、本県における人権教育・啓発の基本的な方針を示すものであり、次の性格を有します。

（１）国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」及び国連総会における「人権教育のための国連10年」決議の趣旨を踏まえ、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するために策定するもの

（２）これまでの取組みを踏まえ、様々な人権問題の解決と人権が尊重される社会の実現を目指すための人権教育・啓発の在り方を示すもの

（３）「福岡県人権問題に関する県民意識調査」等により明らかになった本県の実態を踏まえ学校、地域、家庭、職場など社会生活の様々な局面で、それぞれのライフサイクルに応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得できるよう、人権教育・啓発の中長期的な方針を示すもの

（４）人権が尊重される社会づくりの担い手は県民であり、行政機関、企業、民間団体等が、それぞれの役割を踏まえた上で、連携・協働して、人権教育・啓発を推進するものであること

p8、9

●福岡県人権教育・啓発基本指針（改定）の概要

　詳しくは県のホームページを御参照ください。

▼第１章　はじめに

◎１　策定の趣旨

　人権を取り巻く状況の大きな変化を踏まえ、必要な見直しを行うもの

・依然として社会生活の様々な場面で偏見や差別が存在

・情報化社会の進展などを背景に新たな人権問題が顕在化

・障害者差別解消法やヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法など個別の人権課題に関する法律が整備

◎２　基本指針の性格

　人権教育・啓発推進法に基づき、本県の人権教育・啓発の基本的な方針を示すもの

▼第２章　人権を取り巻く状況

◎１　国際的な取組み

・世界人権宣言

・人権関係条約

・人権教育のための国連１０年

◎２　わが国における取組み

・人権教育のための国連１０年に関する国内行動計画

・人権教育・啓発推進法

・人権教育・啓発に関する基本計画

◎３　本県における取組み

・人権教育のための国連１０年福岡県行動計画

・福岡県人権教育・啓発基本指針

・福岡県総合計画、子どもの貧困対策推進計画等の個別計画

▼第３章　人権教育・啓発の基本指針

◎基本理念

　人権が尊重される　心豊かな社会をつくる

・一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される社会を目指す

・すべての人に対する偏見や差別のない社会を目指す

◎人権教育・啓発の基本的あり方

　人々のつながりを大切にし、自分の人権だけでなく他の人々の人権についても正しく理解し、相互に尊重し合う人絹の共存の考え方が定着するよう教育・啓発に取り組む。

◎人権教育・啓発推進の考え方

１　多様な機会の提供

　一人ひとりが人権に対する理解を深める機会が得られるよう様々な媒体の活用や教材の提供に努める

２　効果的な手法の採用

　県民から幅広く理解と共感を得られるよう内容・手法を工夫する。

３　自主性の尊重

　県民の自主性を尊重し、押し付けとならないように留意する。

▼第４章　人権教育啓発の推進

◎１人権教育

・学校教育における人権教育

①就学前教育の推進

②人権が尊重される学校づくり

③校内推進体制の確立

④人権を尊重した教育活動の展開

⑤効果的な教材選定・開発

⑥教職員研修の充実

⑦家庭、地域、関係機関との連携

⑧学校等における教育の推進

・社会教育における人権教育

①家庭教育に対する支援

②学習プログラムの開発・提供

③教材・資料の充実

④担当者・指導者の育成

⑤学習機会の充実、学校教育との連携

◎２人権啓発

・県民に対する人権啓発

①県民に対する啓発活動の強化

②身近できめ細やかな啓発活動の推進

③地域に密着した啓発活動の支援

④福岡県人権教育啓発情報センターの充実・強化

⑤市町村、関係団体との役割分担と連携

・企業における取組み

①企業啓発の推進

②人権尊重の企業づくり

③公正な採用選考の実現

◎３特定職業従事者に対する研修

　教職員、医療関係者、福祉関係者、公務員等の人権にかかわりが深い職業に従事する者に対する研修の一層の充実

▼５章　分野別の施策

◎１　同和問題

・県民一人ひとりが理解を深め、部落差別の解消に主体的に取り組むことができるよう、「部落差別解消推進法」の趣旨を踏まえ、教育・啓発を推進する。

◎２　女性

・固定的な性別役割分担意識の解消やＤＶなどの暴力を防止するための教育・啓発を推進し、男女共同参画社会の実現を目指す。

◎３　子ども

・児童虐待やいじめなどの問題に学校、家庭、地域が連携して対応し、子どもの人権が尊重される社会の実現を目指す。

◎４　高齢者

・高齢者を敬愛する意識を高めるとともに、高齢者がいきいきと活躍でき、住み慣れた地域で安心して生活できる社会づくりを推進する。

◎５　障がいのある人

・県民の理解と差別意識の解消、障がいのある人の社会参加を促進し、障がいのある人もない人も住み慣れた地域で安心して暮らせる共生社会の実現を目指す。

◎６　外国人

・異なる文化を理解し尊重するための教育や交流事業により相互理解を推進する。

・「ヘイトスピーチ解消法」を踏まえた啓発を推進する。

◎７　ＨＩＶ感染者・ハンセン病患者等

・正しい知識や情報を提供するとともに、偏見や差別を解消するための教育・啓発を推進する。

◎８　犯罪被害者等

・犯罪被害者等の状況等に対する理解を深めるための啓発活動を実施する。

・県の相談窓口を核とし、関係機関と連携して犯罪被害者等の支援を推進する。

◎９　インターネットによる人権侵害

・一人ひとりが情報を主体的に読み解く力を養い、インターネットを利用する際のルールやマナーを守るよう教育・啓発を推進する。

◎１０　性的少数者

・性の多様性に関する正しい理解と認識を深め、性的思考や性自認を理由とした偏見や差別をなくすため、様々な手法により教育・啓発を推進する。

◎１１　さまざまな人権課題

・生活困窮者等

・北朝鮮当局によるたち被害者等

・その他（アイヌの人々、刑を終えて出所した人、人身取引、災害被害者）

▼第６章　推進体制等

◎県の推進体制

　全庁的な体制のもと総合的、計画的に推進

◎国及び市町村との連携

　国及び市町村との役割分担を踏まえ、連携・協力し推進

◎関係団体等との連携

　企業、民間団体等のとの役割分担を踏まえ、連携・協力し推進

◎基本指針の見直し

　人権を取り巻く状況の変化に対応するため「福岡県人権施策推進懇話会」に提言を求め必要な見直しを実施

P10

▼第３章　人権教育・啓発の基本方針　新設

　改定の基本指針では、各章においてそれぞれ記載していた人権教育・啓発の基本理念や推進する上での考え方を抜き出し、新たに第３章として整理しています。

◎１　基本理念

　“人権が尊重される心豊かな社会をつくる”

・一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される社会を目指します。

・同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人などに対する偏見や差別のない社会を目指します。

◎２　人権教育・啓発の基本的あり方

　世界人権宣言は、前文で「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である。」と謳い、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する」としています。

　基本的人権の尊重は、すべての人民とすべての国が達成すべき「共通の基準」とされており、基本的人権を尊重しない自由は認められていないのです。

　人権教育・啓発では、人々のつながりを大切にし、自分の人権だけではなく他の人々の人権についても正しく理解し、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち人権の共存の考え方が定着することが求められています。

◎３　人権教育・啓発推進の考え方

（１）多様な機会の提供

　県民一人ひとりが人権に対する理解を深める機会が得られるよう、様々な媒体を活用した人権教育・啓発を行います。

（２）効果的な手法の採用

　子どもから高齢者まで、あらゆる人々が、親しみやすく分かりやすいテーマの選択や表現方法など創意工夫を凝らして、人権教育・啓発を実施します。

　また、人権教育・啓発の手法については、「法の下の平等」、「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からアプローチする手法と、具体的な人権課題に即した個別的な視点からアプローチする手法があり、両者があいまって人権についての理解が深まっていくと考えられることから、両者の整合性を図って推進します。

（３）自主性の尊重

　人権教育・啓発は、県民の自主性を尊重し、押し付けとならないよう十分留意します。加えて、人権問題について多種多様な意見があることを踏まえ、人権研修の場において、自由かつ率直な意見交換ができる環境づくりに努めます。

　その際には、さまざまな立場の人々が活発な意見交換などを通じて、基本的人権の尊重が世界人権宣言で人類の「共通の基準」とされていることの意義を自分のものとしていくことが求められています。

p11

■「コーディネーター養成講座」KARA

●やってみましょう！参加体験型学習ファシリテーター

　福岡県人権教育・啓発基本指針では、“人権が尊重される心豊かな社会をつくる”ことを基本理念としています。このような社会を実現するためには、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の基本理念を踏まえながら、人権教育・啓発を推進していく必要があります。具体的には、「多様な機会の提供」「効果的な手法の採用」「自主性の尊重」が大切になります。今回は、人権に関する学習活動を企画・立案・実践する人権教育コーディネーターを育成するための「人権教育コーディネーター養成講座」において作成されたプログラムを紹介します。参加者一人一人の考えを共有しながら、人権が尊重される心豊かな社会をつくる一員としての意識を高めていきます。

▼今回紹介する学習プログラムについて

・対象者：一般住民・行政職員など

・人数：30人程度（５人×６グループ）

・時間：60分

・準備：グループシート（絵：模造紙半分ぐらい）、ワークシート、付箋、色画用紙（２色）

●だれもが安心して働ける職場を目指して

▼学習のねらい

　人を判断する時に、その人の適性・能力とは関係のないことで、その人を決めつけるような意識がないか確かめます。そして、その意識の根拠になっているものは何かを考えることを通して、自分の思い込みによって人を判断してないか、自分の中の「当たり前」について考え、多様な人と生活する上で大切なことについて考えます。

　４～５人のグループで進めます。あらかじめ、グループ形式にしておきます。

▼起

　「新入社員の心得」を読んだ後、自分の新入社員のころを振り返りながら、自己紹介をする。

　ファシリテーターは、参加者が「新入社員」という言葉に、どんな印象を持っているか、また設定から印象付けたものは何か考えさせ、知らないうちに判断していることはないかを振り返らせます。

　新入社員の心得

一、大きな声であいさつをする

一、報告・連絡・相談をする

一、やるべきことを自分で見つける

一、責任感を持って仕事に取り組む

一、感謝や気遣いの心を大切にする

一、社会人としてのマナーを守る

p12

▼承

　一枚のグループシートをもとに、どんな会話や考えがあっているのかを想像する。

[整理整頓されていない机で慌てている新入社員とそれを他の４人の社員が見ている様子を描いた絵があります。]

①　個人で思いついたことを付箋に記入する。

◎反応の予想

・日頃から整理整頓しないと・・・

・またかよー

・忘れ物ないようにね

　ファシリテーターは、グループを回りながら、グループシートの中の様々な立場に立って考えさせます。また、参加者の職場での体験を引き出しながら、「転」「結」へとつなげていきます。

[絵の上に付箋を貼っている写真があります。]

②　①で作成した付箋をグループシートに貼りながら交流する。

[絵の上に貼った付箋を、２枚の色画用紙の上に分けている写真があります。]

③　色画用紙に「安心につながる言葉」と「不安につながる言葉」に分けながら、どんな気持ちから出た言葉なのかを考える。

　ファシリテーターのポイント

　多くの場合、言葉や態度には、その人の価値観が表れています。その価値観を探ることで、「常識」や「ふつう」、「当たり前」について考えてさせます。そして、社会には様々な人がいることを確認し、共に働くために大切にすることを考えさせていきます。

p13

▼転

①　自分の職場がどうあってほしいか考え、ワークシートに記入する。

②　グループで考えを出し合う。

③　「誰もが働きやすい職場の心得３カ条」をまとめる。

④　全体で交流する。

　ファシリテーターはグループを回りながら、参加者が様々な人の視点を意識して考えられるようにアドバイスしていきます。

[「誰もが働きやすい職場の心得３カ条」を書いている写真と、発表している写真があります。]

▼結

　「新入社員の心得」と比べながら、この時間活動したことや考えたことの価値付けを行う。

　まとめ

　課題について、個人でしていくこと・できること、社会の一員として（仕事として）していくこと・できることなど、これからのことを考えていく時間にしましょう。参加者の言葉を使って、「気付きから行動へ」繋げていきます。

[ファシリテーターがまとめをしている写真が２枚あります。]

●福岡県KARA

　福岡県総合計画『県民幸福度日本一の福岡県を目指して』の中では、「雇用対策を充実し、いきいきと働ける環境をつくる」という施策があります。性別や年齢、障がい等の有無にかかわらず、あらゆる人がいきいきと働き、安定した生活を送ることができる社会を目指しています。

　今回紹介した学習プログラムは、平成30年度南筑後・北筑後教育事務所管内社会人権・同和教育担当者研修会において実践していただいた内容をもとに、再編集したものです。

p14

■『あおぞら２』KARA

●～人権教育学習教材集「あおぞら２」より～　いろいろな人が働く（高等学校）

　人権教育学習教材集「あおぞら２」では、教材開発の観点を６つに整理しました。その中の観点の一つ「労働と人権」では、労働や職業の意義と価値、働く権利、職業の多様性、自己実現、仕事への誇り等について理解することができることを目標としています。今号はその中から高等学校教材「いろいろな人が働く」を紹介します。

[『あおぞら２』のタイトルの写真があります。]

▼１　教材の解説

◎「いろいろな人が働く」

　本教材は、発達障がいの傾向のあるＡさんの姿を通して、障がいの有無に関わらず、社会の中で一人一人が自分の能力を発揮していくために重要である多様性の受容や、相互支援や連帯性などについての理解を深める内容となっています。何人も障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会をどう実現していくのか、生徒が主体的・対話的に考えることを通して、自己理解・他者理解をはじめとして、自分の人権を守り、他者の人権を守るための意識・意欲・態度を高めることを目的としています。

◎『本教材で育てたい資質・能力』

・主人公のＡさんに対する見方の変化や食堂での気づきから、偏見など人権課題の解決に必要な概念について理解することができる。知識的側面】

・主人公やＡさんの姿を通して、多様性を受け入れ、互いの違いを認め合いながら、共に生きようとする態度を養う。【価値的・態度的側面】

・他の人の立場に立って、その人に必要なことやその人の考えや気持ちなどを理解することができる。【技能的側面】

▼２　教材を活用した授業例

　活用する教科等　第２学年　ホームルーム活動

◎ねらい

・自己及び他者の個性を理解し、よりよい学校生活のためにできることを実践しようとする態度を養う。

・主人公とＡさんの交流を通して、自分や他者をかけがえのない、共に社会を生きる存在として認め合うことの大切さを理解できるようにする。

[「いろいろな人が働く」のタイトルのスライドの写真があります。]

p15

●展開例

▼①働く上で大切にすべき要素・概念、自分に思い当たることなどを想起し、ペアで意見を交流する。

　労働で大切にしたい要素と、学校教育活動との連なりを意識させます。

▼めあて

　一人一人が自分らしく働くために、尊重すべきことについて考えよう。

▼②教材を視聴し、Ａさんに対する主人公の気付きについて理解する。

[「色々なこと一度に言われると、頭の中がグチャグチャになるんです。だから、一つ一つ、短く、順序よく、言ってくれると助かります。言われることはなるべく、メモを取るようにしています。」とAさんのことを説明したスライドの写真があります。]

◎子どもの反応の予想

・Ａさんはどのようなことに困っているのかな？

・Ａさんはどのようにして克服しているのかな？

・自分にも似たような点がないかな？

▼③物語を振り返り、自分の考えをまとめる。

[A君だって「いろ」、私だって「いろ」だ。「いろいろな人が働く」ってそういうことなんだ…。と書かれたスライドの写真があります。]

　スライドを想起させながら振り返らせ、主人公の気付きを自分自身に重ねさせる。

　ペアやグループで意見交流をさせます。意見交流では、自他の考えが尊重される学習環境をつくります。

▼④いろいろな人が働く意義や価値について自分の考えをまとめ、これからの学校生活の中でも活かせる点について考える。

　障がいや苦手なこと・得意なこと等を互いに補完しながら「共生」する意義、多様性の尊重について、生徒の発表を基に価値付けます。

▼まとめ

　一人一人が自分らしく働くためには、多様性を尊重すること等が大切である。

●福岡県KARA

　障がいのあるなしに関わらず、他者を「自分と連なる存在」であり、共に社会を生きる存在である人と認識し、互いに尊重し合いながら人権尊重の精神を高めることは大きな価値があります。

p16

■おすすめDVD KARA

　やすし先生のおすすめ人権教育ＤＶＤ紹介のコーナーです。

　県内の大学で、人権教育の講義を担当されているやすし先生が実際に講義で使用したＤＶＤを、おすすめポイントと受講生の感想とともに紹介します。

●今回紹介するＤＶＤのタイトルは、「シリーズ映像でみる人権の歴史（第１巻）東山文化を支えた『差別された身分の人々』」

　貸出番号、D2644、時間は15分です。

[「シリーズ映像でみる人権の歴史（第１巻）東山文化を支えた『差別された身分の人々』」のパッケージの写真があります。]

▼やすしせんせいのおすすめポイント

　ＤＶＤでは、世界的に評価されている文化遺産にスポットを当て、その高い芸術性が被差別の立場だった人々の技術や努力と、それを正当に評価した人々の存在によって生み出されたことを描いています。また当時の社会の中で被差別の立場であることの心情を、善阿弥の孫・又四郎の書き残した物から描いています。

社会的には被差別の立場にありながら、後生に残る文化を作り出した人々の姿と、差別観を超えてそのことを評価できた人の精神性の高さに着目できるように工夫されており、そこから現代の社会を振り返る視点も盛り込まれています。

◎一人目の受講生の声です

　銀閣寺の庭を造った人のように、差別をされていながらもその高い技術から尊敬され、偉業をなしとげて現代の人にも評価されていることを知って、うれしくなりました。

たくさんのつらい思いと、たくさんの努力をしてきたんだろうなと感じました。

◎二人目の受講生の声です

　庭の石の裏に自分の名前を書いているのは、誰かに自分のことを知ってもらいたいという気持ちがあると感じました。

また、差別される立場であった人たちのことを、きちんと評価した人の存在はすばらしいと思いました。

●平成29年度購入ＤＶＤの紹介

▼今回紹介するＤＶＤのタイトルは、『光射す空へ』

　貸出番号、D2978、時間は32分です。

　この作品では、大学生たちが身近に存在する様々な人権課題（若年性認知症・同和問題・性的少数者）についての学びを通して、「正しい認識と理解」や「多様性の受容と尊重」の大切さを描いています。誰もが人権を尊重され自分らしく生きていける社会とは何かを考えさせられる作品となっています。

　平成28年度人権啓発資料法務大臣表彰受賞作品〔優秀賞　映画作品部門〕です。

■編集後記

　本号は、「労働と人権」をテーマに、公正な採用選考の確立に向けた取組や、すべての人の人権が尊重された働きやすい社会を目指すために大切なことを伝えたいという思いで作成しました。本号を読んでいただき、職場の人権についても考える機会として本号を活用していただきたいと思います。

　表紙には、柳川市商工会青年部が企画・運営するイルミネーション事業「ドリーム・カム・ツリー」の写真を掲載しています。この事業は、平成24年の九州北部豪雨で被災された方々を元気づけようとして平成26年から始まりました。平成29年までは被害を受けた立花いこいの森公園で復興と感謝のシンボルとして輝いていました。平成30年は場所を柳川の玄関口である「西鉄柳川駅」に移動し、地域の活性化を図るために市内の中心部から街を照らしました。多くの人が関わって作成されたイルミネーションを見て、地域のために一生懸命に働く人々の姿が目に浮かぶようでした。

　○の中に古のマーク。

※KARA FULLは福岡県教育委員会のホームページにも掲載しています。

「KARA FULL 福岡」で検索してください。　テキストデータでも掲載しています。

［以上、おわり］